



JRI news release

**生物多様性条約COP9の結果と
『COP10 Nagoya 2010』へのロードマップ**

2008年6月26日

株式会社 日本総合研究所

総合研究部門

<http://www.jri.co.jp/>

本資料は 環境省記者クラブ 経済産業記者会 経済研究会 にて配布しております。

(会社概要)

株式会社 日本総合研究所は、三井住友フィナンシャルグループのグループIT会社であり、情報システム・コンサルティング・シンクタンクの3機能により顧客価値創造を目指す「知識エンジニアリング企業」です。システムの企画・構築、アウトソーシングサービスの提供に加え、内外経済の調査分析・政策提言等の発信、経営戦略・行政改革等のコンサルティング活動、新たな事業の創出を行うインキュベーション活動など、多岐にわたる企業活動を展開しております。

(ご案内)

当社は、主として三井住友フィナンシャルグループ関連企業以外のお客さまに向けたITソリューション提供力の一層の強化を図るため、「お客さま向けIT事業」に特化する100%子会社「株式会社日本総研ソリューションズ」を、会社分割により2006年7月に設立いたしました。

名称：株式会社 日本総合研究所 (<http://www.jri.co.jp/>)

創立：1969年2月20日

資本金：100億円

従業員：1,800名 連結4,700名

社長：木本 泰行

理事長：門脇 英晴

東京本社：〒102-0082 東京都千代田区一番町16番 TEL 03-3288-4700 (代)

大阪本社：〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番8号 TEL 06-6534-5111 (代)

本件に関するご照会は、総合研究部門・主任研究員・渡辺 幹彦 宛にお願いします。

電話番号： 03-3288-4283

メール： watanabe.mikihiko@jri.co.jp

<目 次>

1	生物多様性条約第9回締約国会議(CBD COP9)の結果の概要	3
1.1	概観.....	3
1.2	ホットな議題.....	4
2	COP10 Nagoya 2010 へのロードマップ	6
2.1	なぜ「ロードマップ」への注目が必要か？.....	6
2.2	CBD 全体のロードマップ.....	6
2.3	ABS・国際的枠組みのロードマップ.....	7
3	求められる戦略と政策	8
3.1	企業に求められる戦略.....	8
3.2	開催国に求められる政策 - 望まれる強いリーダーシップ.....	8
添付資料 1	用語解説.....	9
添付資料 2	推奨文献/情報.....	12
添付資料 3	COP10 Nagoya 2010 へのロードマップ.....	13

<要約>

1. 生物多様性条約 (CBD) の第 9 回締約国会議(COP9)が、2008 年 5 月 19 ~ 30 日の会期にて、ドイツ・ボンにて、開催された。CBD は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS) の 3 つを目的とした国際環境条約である。次回の COP10 が、2010 年に、名古屋にて開催されることが、正式決定された。また、「2010 年目標(生物多様性の損失速度を 2010 年までに顕著に減少させる)」を達成するという共通の目的を根幹に抱きながら、約 26 の議題について交渉がなされた。
2. 評価されるべき成果として、「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)」の議題について、「国際的枠組み」に関する COP10 までの「ロードマップ」が採択されたこと、及び、海洋及び沿岸の生態系の議題に関して、新たな「科学的評価基準(Scientific Criteria)」などが採択されたことが挙げられる。
3. 注目されたトピックとして、まず、バイオ燃料がある。バイオ燃料の生産において、便益の最大化とリスクの最小化、及び、民間セクターによるバイオ燃料の生産に関する社会的・環境的なパフォーマンスの向上、などが合意に至った。次に、生物多様性と気候変動のトピックであるが、専門家グループの設置が決定された。今後、CBD から気候変動枠組み条約に対して、相互の連関についての情報のインプットを行う。
4. COP9 の結果を受けて、利害関係者は、すでに、「COP10 Nagoya 2010」へのロードマップの上を歩み始めている。COP10 は、2010 年目標が期限を、国際的枠組みが交渉期限を、それぞれ迎える場である。また、2010 年は、「国際生物多様性年」であり、COP10 は CBD にとって大きな節目である。COP10 への対応が適切であれば、開催国・日本の国際的地位は上がる一方、対応を誤ると、不適切な国際的枠組みの採択などにつながってしまうリスクがある。
5. まず、2010 年目標について、2006 年に発表された「地球規模生物多様性概況第 2 版」によると、保全の焦点となる分野のうち、状況に改善が見られたのは、保護地域の指定範囲、及び、水域生態系の水質の 2 つのみであった。これに対してどのような対策が実施されるのか、注目しなければならない。
6. 次に、ABS の国際枠組みについては、採択が予定されている「枠組み」が、不適切なものとならないように関与していく必要がある。COP10 までに、3 回の作業部会と 3 回の専門家会合が開催されることが決定した。専門家会合は、コンプライアンスなどの議題を含み、COP10 まで数ヶ月単位で重要な決定がなされていく。従って、生物多様性と ABS に強い利害関係を持つ者は、コンプライアンスの専門家会合の結果に注意し、作業部会に向けて、情報発信をしていくことが必要である。
7. 企業に求められる戦略として、生物多様性に関与するなら、必ず、ABS の観点を入れることが求められる。特に、ABS に関しては、CBD が採択している「ボン・ガイドライン」の内容に極力配慮し、同ガイドラインを遵守した企業活動を行っていることを情報発信すべきである。
8. 求められる政策として、2010 年以前に、保全のイニシアティブを一層積極的に発信して、それを実施していくことが挙げられる。2010 年目標の達成を困難とする向きもある。しかし、生物多様性の保全は、永久に続くものである。次の目標として、「2012」あるいは「2050」という言葉が、関係者の間で発せられるようになった。日本は 2010 年までなにをしてきたかを述べるとともに、「2010 年以降なにをしていくか」についてさらなる具体案を出して、リーダーシップを発揮することが、すでにカウントダウンが始まったロードマップの中で望まれている。

1 生物多様性条約第9回締約国会議(CBD COP9)の結果の概要¹

1.1 概観

- 生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity; CBD) は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (ABS) の3つを目的とした国際環境条約である。(生物多様性と生物多様性条約については、「添付資料1 用語解説」参照。)

1) 概要

- CBDの第9回締約国会議(COP9)が、2008年5月19(月)～30日(金)の会期にて、ドイツ・ボンにて、開催された。
- 同会期の中で、5月28～30日には、閣僚級会合が開催された。
- これに先立ち、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書・第4回締約国会議(MOP4)が、5月12～16日の会期にて開催された。
- 次回COP10は、2010年に、名古屋にて開催されることが、正式決定した。

2) 主な成果

- COP9の議題は26あった(狭義の事務手続きの議題を除く)。「2010年目標」(「添付資料1 用語解説」参照)を達成するという共通の目的を根幹に抱きながら、これらの26の議題を巡って、進捗状況の確認や新たな取り組みの交渉がなされた。

3) 評価されるべき結果

- 「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)」(「添付資料1 用語解説」参照)の議題について、「国際的枠組み(International Regime)」(「添付資料1 用語解説」参照)の交渉に関する、COP10までの「ロードマップ」が採択された。ABSの議論の動向は、最も注目され、かつ、合意に至ることができるかどうか懸念されていたので、採択という結果は、評価に値する。
- 海洋及び沿岸の生態系に関して、新たな「科学的評価基準(Scientific Criteria)」「科学的ガイドライン(Scientific Guidance)」が採択された。これは、紛糾する議題が多い中での具体的な成果であり、関係者の中で評価された。これらは、生態的・生物学的に重要な海洋生態系を保護区とするときの「基準」や「ガイドライン」である。また、専門家会合(Expert workshop)の開催が決定した。専門家会合は、ガイドラインさらなる内容について協議していく。

¹特記事項と謝辞： 生物多様性条約 COP9 に関する日本政府代表団としての公式な評価については、外務省発表「生物多様性条約第9回締約国会議概要・日本政府代表団(2008年6月2日)」、環境省報道発表資料「生物多様性条約第9回締約国会議の開催について(結果概要)(2008年6月3日)」にて発表済みであり、筆者は、これを最大限尊重するものである。以下の記述は、情報の受けての便宜を考慮して、公開可能であるがあまり伝わっていない情報をお知らせし、企業にとっての経営戦略上の観点からの、COP9 から COP10 への動向を見る上で注意すべき点について、一定の解釈を述べたものである。また、筆者の COP9 への参加については、経済産業省製造産業局生物化学産業課、及び、財団法人バイオインダストリー協会に大変お世話になった。記することによって改めて謝意を表したい。

1.2 ホットな議題

「どの議題が重要か」については、意見が分かれるであろうが、「ホットな」議題は、以下の通りである。

1) 「遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)」と「国際的枠組み(International Regime)」

COP9 にて、最も関心を集めたのは、ABS である。

結果として、COP10 まで以下の作業を行うことに関して合意がなされた。

- 作業部会を 3 回実施
- 専門家会合を 3 回実施（その内 1 回は日本にて実施）
- 地域内会合・地域間会合を実施

いわば、COP10 までの交渉の「ロードマップ」が採択されたといえる。換言すると、ボンでの COP9 において、国際的枠組みの具体的な内容について合意に至ることを目指すよりも、国際的枠組みの交渉期限である COP10 までの「ロードマップ」の合意を得ることで、COP9 の成果とすることが選ばれた、と解釈できる。

ABS の問題については、実際の COP9 運営上でも特別扱いであった。COP9 初日の総会時に、共同議長に特別の発言機会が与えられた。また、最終日の総会では、共同議長が喜びをあらわにするなどの場面があった。

2) バイオ燃料

同問題は、農業の生物多様性(Agricultural Biodiversity)の議題にて、交渉がなされた。農業に関する作業計画(work programme)とバイオ燃料と生物多様性という別々の決議文が採択された。

ABS の問題が、「関心を集めた」のに対して、バイオ燃料の問題は、まさに「ホット」であった。会場周辺にて、目立ったデモがあった。

EU は、バイオ燃料に関する専門家会合の設立とバイオ燃料利用に関する基準をガイドラインとして作成することを主張した。一方、ブラジルは、明らかに、動向が注目される国であり、バイオ燃料の持続可能な開発と食糧及びエネルギーの安全保障への貢献、及び、先進国の不適切なバイオ燃料へのインセンティブに注意を払うべきであること、を指摘した。

COP9 としての決議により、バイオ燃料と生物多様性について、まず、締約国に対して、以下の点が要求されることとなった。

- 便益を最大化してリスクを最小化するという観点において、バイオ燃料の持続可能な生産を促進する。
- 社会経済の状態と食糧・エネルギーの安全保障の影響について、正の影響を促進し、負の影響を最小化する。
- バイオ燃料の社会経済への影響について、調査・監視を行う。
- 技術協力や、情報共有を強化する。

また、相互扶助的な手段が、バイオ燃料の生物多様性に関する正の影響を促進し、負の影響を最小化するのに役立つことが、共通認識としてもたれた。

また、民間セクターに対して、自主的な方法により、バイオ燃料の生産に関する社会的・環境的なパフォーマンスを向上することが、推奨される(encourage)とされた。

3) 生物多様性と気候変動

- 生物多様性と気候変動に関する専門家グループの設置が決定された。同専門家グループの設置により、CBD から気候変動枠組み条約に対して、相互の連関について、情報のインプットを行っていくことになる。
- CBD とリオ条約（「添付資料1 用語解説」参照）の枠内で、相互扶助的な活動がなされるよう提案された。3 つの条約の相互のシナジー効果と重複を避けることが、共通認識としてもたれた。
- 本議題に関する重要なこととして、決議案の最終決定が、閣僚級会合、すなわち、政治的決定に委ねられたことである。

2 COP10 Nagoya 2010 へのロードマップ

2.1 なぜ「ロードマップ」への注目が必要か？

- CBD と生物多様性は、2010 年にて、一つの頂点を迎える。2010 年目標や国際的枠組みに関する交渉が、COP10(2010 年)に、期限を迎えるからである。また、同年は、「国際生物多様性年(International Year of Biodiversity)」である。
- 開催国である日本への期待は高まるばかりであり、「COP10 Nagoya 2010」への対応が適切であれば、日本の国際的地位は上昇する。一方、対応を誤ると、不適切な国際的枠組みの採択などにつながってしまう。
- このような背景の中で、「COP10 Nagoya 2010」へ向けての作業部会や専門家会合が、数ヶ月単位で、多数開催される予定で、日本によるこれへの対応は、喫緊の課題である。
- 政府のみならず、民間部門への、生物多様性保全、持続可能な利用、ABS への関与はますます求められており、民間企業の戦略上も、ロードマップの理解は重要である。

2.2 CBD 全体のロードマップ

全体と ABS のロードマップを添付資料 3 に示した。

最大の焦点である 2010 年目標であるが、2006 年に発表された「地球規模生物多様性概況第 2 版 (Global Biodiversity Outlook 2; GBO2)」によると、大きく 7 つ、小さく 15 のフォーカルエリアの内、改善が見られたのは、保護地域の指定範囲、及び、水域生態系の水質の 2 つのみであった。ABS に関しては、評価する指標すら開発されていない。2010 年 5 月には、「地球規模生物多様性概況第 3 版 (Global Biodiversity Outlook 3)」が、公表される予定である。2010 年へのロードマップで最初に注目すべきは、この 2010 年目標の達成状況とそれを達成するための活動の実施である。さらに 2010 年へのロードマップとして、2010 年以降の計画の策定が重要となってくる。2010 年以降の目標や計画の案の策定作業を、2010 年までに進めていく必要があるからである。

分野	GBO2で評価を行った指標	評価結果	
1	多様性の構成要素の状況と傾向		
	1 特定の生物群系、生態系及び生息地の規模の推移	悪化	
	2 特定の種の個体数及び分布の推移	悪化	
	3 絶滅のおそれのある種	悪化	
	4 主な家畜、栽培種及び養殖魚の遺伝的多様性の推移	悪化	
	5 保護地域の指定範囲	改善	
2	生態系の健全性と生態系による財、サービスの提供など		
	6 海洋食物連鎖指数	悪化	
	7 生態系の連続性と断片性	悪化	
	8 水域生態系の水質	改善*	
3	生物多様性への脅威		
	9 窒素の集積	悪化	
	10 外来生物の傾向	悪化	
4	持続可能な利用		
	11 持続可能な森林、農地生態系等の面積	悪化	
	12 生態系フットプリント及び関連する概念	悪化	
5	伝統的知識、革新、慣行などの状況		
	13 固有の言語の多様性の状況と言葉話す人の数	悪化	
6	利益へのアクセス及び配分の状況		
	14 不明 (評価基準が成立していない)	-	
7	資源の移転の状況		
	15 条約の支援のために提供されたODAの額	悪化	

* アフリカ、アジア・大洋州以外で改善。

出所: Secretariat of Convention on Biological Diversity (2006) Global Biodiversity Outlook 2 (日本語訳は、生物多様性センター <http://www.biodic.go.jp/> を参考にした。)

2.3 ABS・国際的枠組みのロードマップ

- ABSのロードマップは、国際的枠組みが中心となるため、大変重要である。不適切な内容の「枠組み」が法的拘束力を持ってしまうと、日本だけでなく、世界にとってためにならない。従って、それを防止する観点から、ロードマップを注視する必要がある。
- 動向を見る上では、3つの作業部会とともに、専門家会合の結果が大変注目される。専門家会合で議論されるテーマは以下の通りである（開催順序と不同）。専門家会合の結果は、作業部会に報告され、作業部会がCOP10での決議案を策定する。
 - テーマ1 コンプライアンス
 - テーマ2 概念、用語、分野別アプローチ
 - テーマ3 遺伝資源に関する伝統的知識
- まず、テーマ1であるコンプライアンスで大きな山場を迎える。なぜなら、ここでは、国際的枠組みが、どのような要件を満たせば、コンプライアンスを満たすかが議論されるからである。従って、このコンプライアンスの専門家会合と第7回の作業部会（2009年1~3月の中で1週間程度開催）の動向が大変重要である。
- テーマ2は、生物資源や遺伝資源がどのように定義されるかによって、国際的枠組みの適用範囲が変わってくるために、これらの定義について話し合われる。
- テーマ3の遺伝資源に関する伝統的知識（「添付資料1 用語解説」参照）については、伝統的知識を国際的枠組みでどのように扱うべきか、あるいは、扱わないでいるか、ということについて議論がなされる。
- 以上のことを考慮すると、生物多様性全体やABSと強い利害関係を持つ者は、数ヶ月後には開催されるであろうコンプライアンスの専門家会合（非公開で行われ、結果が公開される）の結果に注意し、作業部会（公開で行われる）に向けて、情報発信をしていくことが必要である。
- 「COP10 Nagoya 2010」は、いわば2年後ではない。交渉は、数ヶ月ごとに重要な結果がでるといいう速いペースで、すでにロードマップの上を進んでいる。

3 求められる戦略と政策

3.1 企業に求められる戦略

- COP10 Nagoya 2010 に向けて、企業に求められる戦略として、不可欠な事項がある。それは、生物多様性に関与するなら、必ず、ABS の観点を入れることである。
- COP9 に向けて、企業による生物多様性保全への関与について、積極的な情報発信や具体的な保全への関与が見られるようになってきた。これは大変歓迎される。一方、これらを見ると、CBD と生物多様性の関与について、生物多様性の保全と その持続可能な利用に集中している。本来、生物多様性との関与においては、CBD の第 3 の目的である ABS の問題を決して忘れてはならないのである。特に、海外との資源のやりとりがあるバイオテクノロジーに関与する全ての産業や、食品、飲料、化粧品、化成品、花卉などの産業においては、必然的に望まれる対応である。資源を入手するときに、生物多様性への影響を最小化した、というだけでは不十分で、資源入手後の利用方法にまで配慮して、最初に資源にアクセスするときから注意が必要である。
- ABS に関しては、CBD 自体が、「ボン・ガイドライン」を採択している。生物多様性に関する資源をなんらかの形で扱う場合には、同ガイドラインの内容に極力配慮し、同時に、同ガイドラインを遵守した企業活動を行っていることを情報発信すべきである。
- 特に、2010 年以降は、国際的枠組みが具体化し、これへの対応が必至となるので、今の内から戦略的に対処しておくことが重要である。ABS 問題に配慮して、企業活動を行い、日本としての good practices を蓄積していくことは、国際的枠組みの議論を良い方向に導くことにつながるであろうし、2010 年以降にも対応できることになる。

3.2 開催国に求められる政策 - 望まれる強いリーダーシップ

- COP10 Nagoya 2010 の際に、日本には非常に高いレベルのリーダーシップが求められる。
- まずは、2010 年目標についてであるが、2010 年に他の締約国から評価されるためには、2010 年以前に、保全のイニシアティブをより明確に実施していく必要がある。2010 年目標の達成を、困難視する向きもある。しかし、生物多様性の保全は、永久に続くものである。大きな節目である 2010 年において、「日本は 2010 年までなにをしてきたか」を述べるとともに、「2010 年以降なにをしていくか」について具体案を出して、リーダーシップを発揮することが、すでにカウントダウンが始まったロードマップの中で極めて重要である。
- 次に、国際的枠組みであるが、国際的枠組みが採択されないと、開催国である日本のリーダーシップが批判される。とはいえ、不適切な枠組みの採択は、日本のみならず、世界のためにならない。現在、途上国や多くの NGO は、日本が国際的枠組みの採択を阻害しているとして批判している。この批判は正しくない。日本は、「現行のボン・ガイドラインの普及と実践を推進して、まずは、その成果の蓄積を図るべきである」と主張している。この主張は正しい。一方で、この主張に説得力を持たせるには、個別の企業がボン・ガイドラインを遵守するとともに、政策全体として、同ガイドラインの改善案の提案や、情報発信の余地が依然残されている。従って、最適な、かつ、具体的な国際的枠組みの提案を、これまで以上に積極的に実施していくことが必須である。

添付資料 1 用語解説

生物多様性

生物多様性の定義は必ずしも定まっていない。生物多様性条約による信頼性が高い定義によると、「生物多様性 (Biological Diversity/Biodiversity) とは、すべての生物の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含む」とされている。要するに、生物多様性とは、たくさんの生物が、それぞれ特徴が違い、異なった生態系の中で存在していることといえる。

生物多様性という概念に関して、特に大事なことは、生物多様性は、すべての生物が対象であること(絶滅危惧種だけではない)、生物の個体が多いことのみならず「多様性」が大事であること、多様性は3つのレベル、「遺伝子の多様性」「種の多様性」「生態系の多様性」のレベルに分けられること、生物そのものや遺伝子が資源として利用されていること、などである。

3つのレベルについては、例えば、「ヒト」は1つの種であるが、民族や個人によって、肌の色が違ったり体質が違ったりという、多様な遺伝子がある。また、蝶には多様な種がある。さらには、地球上には、灼熱の熱帯から鬱蒼とした熱帯雨林まで、多様な生態系がある。

また、生物多様性が、その要素を資源として捉えていることは大変重要である。生物そのものは、食糧として重要な資源である。また、昨今のバイオ技術の発展に伴い、遺伝子情報が、医薬品開発の場で資源として利用されるまでになった。従って、生物多様性について考えるときに、生物多様性を「保全」するだけでなく、それを「利用」することに関して、必ず考えなければならない。

生物多様性条約

生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity ; CBD)は、1992年採択、1993年12月発効。2008年5月時点の締約国は、190カ国である。米国は未締結国である。尚、外務省の公式訳による、同条約の日本語名称は、「生物の多様性に関する条約」である。

CBDの目的は3つある。生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(the fair and equitable sharing of the benefits arising out of the utilization of genetic resources)の3つである。

目的は、生物多様性が多く失われているので、それを保全していくという目的であり、明確である。また、目的も、生物多様性が、食糧や産業用の材料として利用されていることから、持続可能な範囲内でこれを利用していくということはわかりやすい。しかし、目的はわかりにくい。

目的は、簡単に、「遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)」と呼ばれる。生物多様性の構成要素である植物や微生物といった遺伝資源が、医薬品開発などにより、スクリーニングを経て、最終的に医薬品として上市することがある。このような商品開発の際に遺伝資源を利用する場合には、資源にアクセスする際に、事前に資源提供国の了承を得て、商品開発に伴う利益を、提供国に公平に配分しなければならない。これをABSと呼ぶのである。

CBDは、1992年のリオ地球サミットにて、地球温暖化対策の条約である「国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC)」と、同じ場で採択された。しかし、温暖化条約に比して、注目されていない。どちらの条約も等しく重要であるはずなのに、このような現実となっている理由は、「多様性」という概念が若干難しいことと、ABSの内容がかなり難しいことであろう。

2010年目標

「2010年目標」とは、締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させるという目標のことである。前述のようにCBDは3つの目的を持ち、これらは等しく重要だが、生物多様性の損失が深刻なので、これを減少させるのが、条約の目的の根幹となるのは、議論の余地がないであろう。

同目標は、2002年のCOP6（オランダ・ハーグ）で採択された。また、2004年のCOP7（マレーシア・クアラルンプール）にて、目標への取組状況の評価を促すための、7つのフォーカル・エリア（分野）からなる評価の枠組みが採択された。また、2006年のCOP8（ブラジル・クリチバ）にて、「地球規模生物多様性概況（Global Biodiversity Outlook 2）」が発表された。

ABS（遺伝資源へのアクセスと利益配分）の問題

前述のように、ABSとは、遺伝資源を利用する場合には、資源にアクセスする際に、事前に資源提供国の了承を得て、商品開発に伴う利益を、提供国に公平に配分しなければならないことである。

ABSは、生物多様性条約にとって、大きな「問題」となりつつある。なぜならば、本来、建設的に利用されるべき遺伝資源へのアクセスが促進されていないからである。

ABSがCBDの目的として導入された背景には、歴史上、先進国が、プラントハンターなどにより、途上国の遺伝資源を収奪してきたという「恨み」が、途上国サイドにある。途上国は、このような行為を「バイオパイラシー（bio-piracy）（生物盗賊）」と呼び、糾弾している。このような不幸な状況により、本来ならば、資源の利用が促進されれば、資源提供国と利用国双方が潤うというCBDやABSの目的が達成されるはずなのに、途上国では、本来の目的から外れて、「バイオパイラシー」を取り締まるために、資源の利用を制限してしまう、という動きが多々見られる。

ABSの導入の根拠には、このような背景がある一方、ABSがない状態では破壊されてしまうであろう生物の生息地を、将来の利用を見込んだ利益を現在に還元し、それを保全費用にあてる、という崇高で画期的なアイデアが含まれている。従って、ABSが停滞することは、貧しい国が得られたであろう利益をなくしてしまい、かつ、守られたであろう生物多様性の損失につながってしまうため望ましくない。しかし、最終的な利用方法が確定しない情報に基づき、資源の最終経済価値を評価して、事前の了承と公平な配分を設定することは技術的に難しく、これも停滞の要因となっている。

国際的枠組み(International Regime)

CBDは、2004年のCOP7（マレーシア・クアラルンプール）と2006年のCOP8（ブラジル・クリチバ）にて、「国際的枠組み（International Regime）」を、COP10（2010年）までに策定するように決定した。これは、ABSや条約の3つの目的が効果的に促進されるように、新しい枠組みや制度を設立することを意図したものである。

この背景として、前述のように遺伝資源へのアクセスが、必ずしも促進されていないことや、途上国が、利益配分が公平に行われていないという根強い懸念を持っていることが挙げられる。

International Regimeは、国際的枠組み、あるいは、国際的制度、国際制度とも訳される。ただし、Regimeの本来の意味は、「支配形態」である。枠組みでも制度でもない。Regimeに関する決定事項では、「効果的なinstrument(s)を採択する」とあるが、ABSの促進のために、条約としての新しい支配形態を導入するということであり、なにか特定の制度を前提としているわけではない。（このように訳されるのは、Regimeの意味が、重要かつ扱いにくく、また、日本語の語感からは、いささかショッキングであるからであろう。）

従って、COP10（2010年）までに策定される予定の国際的枠組みには「幅」がある。単純に、現存するガイドラインである「ボン・ガイドライン」の改訂版が採択される可能性がある。これは、自主的なガイドラインなので、法的拘束力はない。一方、新たな支配形態として、法的拘束力を持った議定書が採択される可能性は、ゼロではない。

ここで注目すべきは、内容が適切な Regime であれば、どの締約国にとっても役に立つであろうが、過度に制限的な議定書は、必ずしも遺伝資源へのアクセスを促進せず、かえって、締約国全体の状態を悪化させてしまうことである。内容が適切であれば、先進国は、新たな負担を「検討」するであろう。しかし、内容が不適切な場合は、これを排除して代替案を提示する必要性は常に生じるのである。

リオ条約 (the Rio Conventions)

国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC)、生物多様性条約 (CBD)、及び、国連砂漠化対処条約 (UNCCD) をまとめて、リオ条約として捉えることが、頻繁に見られるようになった。というのは、これらの条約は互いに関連しているからである。

例えば、森林保全を実施することには、温室効果ガスの吸収を通じて温暖化対策になる。また、森林の保全は、生物の生息域を保全することになり、生物多様性の保全となる。さらには、森林面積を維持すれば、砂漠化の防止になる。森林保全活動は、3つの条約の活動に対して、シナジー効果がある。これと同時に、活動の重複が内容に注意が払われるようになった。

尚、気候変動枠組み条約と生物多様性条約は、1992年のリオ地球サミットの時に採択されたが、砂漠化対処条約は、1994年に採択された。

伝統的知識 (Traditional Knowledge; TK)

例えば、我々日本人は、「伝統的に」緑茶を飲む習慣がある。この中の成分であるカテキンが、体脂肪を減少させるという効果があることがわかってきた。日本人は、明確な科学的な証明がなされる以前に、「伝統的知識」として、緑茶を飲んできたのであろう。嗜好に加えて、それが、「体脂肪」や「カテキン」という明確な言葉では表されないにしても、伝統的に健康に役立つので飲み続けてきたという背景があるであろう。この知識はだれのものでもないと同時に、みんなのものである。これを伝統的知識 (Traditional Knowledge; TK) と呼ぶ。

問題は、これを商業利用した場合に、その利益をどのように配分するか、という問題が発生する。単純な材料として加工し商品化する場合や、国内（商品化する人自身も TK の所有者の一人）で商品化する場合には、TK は問題とはならないであろう。「お茶屋さん」が、極めて常識的な商行為として行ってきたことである。しかし、これで特許を取得する場合には、問題が多々発生する。そもそも特許で取り扱っていい問題なのか？ TK の所有権はだれにあるのか？ 緑茶なら日本人全員か？ それともだれでもないのか？ 古い仕様とそれに新規に加わった特許の対象となる創意工夫はどのように区別するのか？ そもそも形がないものをどのように扱うのか？ など、問題は、多数ある。

実際、インドのウコンの有効成分について、米国が特許を取得してしまい、これに対するインドの異議申し立てがあり、結局、特許は無効となった事例がある。このようなことがあり、TK については、その利用と利益配分について、途上国の疑心暗鬼が非常に強いものがある。

添付資料 2 推奨文献/情報

【生物多様性条約公式文書】

- Convention on Biological Diversity, COP9 公式ウェブサイト
<http://www.cbd.int/cop9/>
- Discussion Paper on an Internationally Recognized Certificate of Origin/Source/Legal Provenance UNEP/CBD/WG-ABS/5/INF/4/Add.1 3 October 2007
<http://www.cbd.int/doc/meetings/abs/abswg-05/information/abswg-05-inf-04-add1-en.doc>
- Japan launches the preparation of the Nagoya Biodiversity Summit to be held in Aichi Prefecture, Nagoya city in October 2010
<http://www.cbd.int/doc/press/2008/pr-2008-06-17-japan-en.pdf>
- International Regime に関する決議文書
 - 2004年 COP7 決議番号 COP 7 Decision VII/19
<http://www.cbd.int/decisions/cop-07.shtml?m=COP-07&id=7756&lg=0>
 - 2006年 COP8 決議番号 COP 8 Decision VIII/4
<http://www.cbd.int/decisions/cop-08.shtml?m=COP-08&id=11016&lg=0>

【日本政府公式見解】

- 外務省発表「生物多様性条約第9回締約国会議概要・日本政府代表団(2008年6月2日)」
http://www.mofa.go.jp/Mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio_0805_gai.html
- 環境省報道発表資料「生物多様性条約第9回締約国会議の開催について(結果概要)(2008年6月3日)」
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9798>

【推奨文献】

- 渡辺幹彦・二村聡編(2002)『生物資源アクセス - バイオインダストリーとアジア』東洋経済新報社
- IISD Reporting Service (2008) *Earth Negotiations Bulletin - Summary of the Ninth Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, 19-30 May 2008, Volume 9 Number 452 - Monday, 2 June 2008* (<http://www.iisd.ca/download/pdf/enb09452e.pdf> sited on 2nd June 2008)

添付資料 3 COP10 Nagoya 2010 へのロードマップ

	CBD・COP	ABS		重要国際会議	G8環境大臣会合
		作業部会	専門家会合		
1992	条約採択			リオ環境サミット 「国連環境開発会議 (UNCED)」	
1993	条約発効				
1994	COP1 ナッソー				
2002	COP6 ハーグ	2010年目標の設定			ヨハネスブルグサミット 「持続可能な開発に関する 世界首脳会議(WSSD)」
2004	COP7 クアラルン プールの	2010年目標の フォーカルエリアの 設定	国際的枠組みの 交渉開始		
2005					ダービーシャー (イギリス) 生物多様性 アフリカと 地球温暖化 違法伐採
2006	COP8 クリチバ	地球規模生物多様 性概況の発表	国際的枠組みの 交渉期限指定		
2007					ポツダム (ドイツ) 地球温暖化とエネ ルギー 生物多様性 「 <u>ポツダム・ イニシアティブ</u> 」
2008	COP9 ボン				神戸 気候変動 生物多様性 3R 「 <u>生物多様性の ための行動の呼び かけ</u> 」
2009			第7回作業部会 (第1四半期) 第8回作業部会 (第3四半期)	テーマ1 コンプライアンス テーマ2 概念、用語、分野 別アプローチ テーマ3 遺伝資源に関する 伝統的知識	
2010	COP10 名古屋	2010年目標期限 International Year of Biodiversity	第9回作業部会 (第2四半期) 国際的枠組み 交渉期限		
2011			(新たなregime か)		
2012	COP11 エクアドル(立候補)				